

釧路市国設阿寒湖畔スキー場安全管理規程

第1章 目的等

第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

　　第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

　　第2節 安全統括管理者等の責務

　　第3節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

第4章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法

第一章 目的等

(目的等)

第1条 この安全管理規程（以下、「本規程」という。）は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十八条において準用する同法第十八条の三第二項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については、法、その他輸送の安全に関する法令の規定、並びに索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第3条の規定に基づく実施細則（以下「実施細則」という。）のほか、本規程に定めるところによる。

第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(輸送の安全を確保するための方針)

第2条 特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構（以下「阿寒観光協会」という。）理事長及び国設阿寒湖畔スキー場所長（以下「管理者等」という。）は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 管理者等及び阿寒観光協会職員（職員に準ずるものと含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとする。

- (1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 第1項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持、向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する

情報については、毎年度、これをとりまとめ安全報告書として公表する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(理事長の責務等)

第3条 理事長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 管理者等は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- 3 管理者等は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。
- 4 管理者等は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 管理者等は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- 6 管理者等は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部を設置し、責任者や対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知・徹底する。

(組織体制)

第4条 国設阿寒湖畔スキー場の索道事業における安全確保に関する体制は、安全管理体制図（別図1）のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全統括管理者：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
 - (2) 索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する
 - (3) 索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する
 - (4) 国設阿寒湖畔スキー場所長：輸送の安全確保に必要な設備投資、人事に関する業務を統括する。
- 2 前項の責任者の選任、解任等については、これを職員等に周知することにより、輸送の安全確保に関する責任体制を明確にする。
 - 3 第1項の責任者は、輸送の安全確保に関する情報に係る相互の連絡を緊密にし、打合せを正確に行うことにより、各々の業務を適切に遂行できるようにするものとする。
 - 4 理事長は、各責任者が事故等によりその職務を遂行できない場合には、その都度適切な者にその職務を代行させる。

第二節 安全統括管理者等の責務

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、法及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）（以下「規則」という。）で定める資格要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当したこととなったときはこれを解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。

- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 安全確保を最優先した輸送業務の実施及び管理部門を統括管理すること。
- (2) 職員等に対し、関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。
- (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、隨時、確認を行い、必要な改善措置を講じること。
- (4) 輸送の安全確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、理事者その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。
- (5) 輸送の安全確保に関し、事故・災害等その他必要な情報を収集し、索道技術管理者その他必要な責任者にこれを周知し必要な指示を行うこと。

(索道技術管理者の選任及び解任)

第7条 索道技術管理者は、法及び規則で定める要件を満たす者の中から選任することとし、阿寒観光協会職員を充てる。

2 第5条第2項の規定は、索道技術管理者の解任について準用する。

(索道技術管理者の責務)

第8条 索道技術管理者は、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 索道の運行に関する事項
- (2) 索道施設の保守に関する事項
- (3) 係員（職員等のうち、現場において索道の運行及び索道施設の保守に係る直接の作業を行う者をいう。以下同じ。）の教育訓練に関する事項

(索道技術管理員の選任及びその責務)

第9条 索道技術管理員は、規則で定める要件を満たす者の中から選任することとし、阿寒観光協会職員の中から充てる。

- 2 索道技術管理員は、勤務実態を考慮し索道の運行の管理に支障を生じないように必要となる者を選任する。
- 3 索道技術管理員は、次に掲げる業務を行う責務を有する。
 - (1) 索道の運行の管理
 - (2) 索道施設の保守の管理
- 4 索道技術管理員は、前項に掲げる業務について、隨時索道技術管理者へ報告する。

第三節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

(業務報告)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理するため、業務の実施に関し不安全行動などの安全を損なう事態及び事故の防止対策に有効な情報などを索道技術管理者から隨時報告を求める。

2 職員等は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達する。

(事故防止対策の検討)

第 11 条 安全統括管理者は、事故、災害等、その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行う。

2 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員等が共有できるようにする。

(業務の確認)

第 12 条 安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項について的確な措置を講ずる。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第 13 条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について、索道技術管理者に指示しなければならない。

(安全管理規程等の整備)

第 14 条 安全統括管理者その他の責任者は、輸送の安全を確保するため、本規程、釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道整備細則及び釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道運転細則を定め、その他索道施設の保守及び索道の運行に関して必要に応じて規程を整備するものとする。

(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第 15 条 本規程その他の輸送の安全確保に係る規程、索道施設の構造、性能等に係る帳票類等その他必要な資料等は、必要な部門に備え、索道技術管理者が適切に保管する。

2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営方針の記録を作成し、安全統括管理者が適切に保管する。

3 前各号に掲げるほか、輸送の安全の確保に関する規程、帳票類その他資料の管理の方法、必要な文書の記録及び保管の方法は、各担当する部門の長が適切に保管する。

第四章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法

(索道施設の設置、改良)

第 16 条 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良にあたり輸送の安全確保に支障が生じないよう整備計画を策定し、安全統括管理者に報告する。

2 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良の実施にあたっては、適宜、検査等を行って適切に施工されていることを確認する。

(索道施設の保守管理計画の作成)

第 17 条 索道技術管理者は、索道施設を常に安全な状態に保持するため、検査、整備など索道施設の保守に関する計画を作成し、安全統括管理者に報告する。

2 前項の計画は、事業所の施設整備に係る担当者数、作業量等を十分考慮したものであって、索道の安全な運行に支障を生じないものとする。

3 索道技術管理者は、第 1 項の計画の実行に支障を生じないように要員の確保、交換部品の

供給等に努める。

- 4 索道技術管理者は、索道施設の検査、整備に係る作業の方法、手順等を釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道整備細則に定め、これを関係者に周知し、徹底する。

(交番表の作成)

第 18 条 索道技術管理者は、事業所における旅客の状況等に応じて、輸送の安全を確保するための係員の配置及び作業標準を釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道係員職制及び服務に関する規程に定め、安全統括管理者に報告しなければならない。

- 2 索道技術管理者は、前項の標準に従って、定められた運行時間に対応した係員の交番表を作成する。

- 3 索道技術管理者は、索道の運行に支障を生じないように、所要の係員を配置する。

(始業点検)

第 19 条 索道技術管理員は、運行開始前に始業点検を実施し、運行に支障のないことを確認し、所要の係員が所定の配置についたことを確認した後でなければ運行を開始してはならない。

(運行管理の責任体制)

第 20 条 索道の運行の管理は、選任された索道技術管理員が行う。

- 2 索道技術管理員が病欠等で不在となった場合の対応については、索道技術管理者が行う。

(乗車人員、乗車制限等)

第 21 条 索道技術管理者は、乗車人員及び積載量の管理、危険品所持者その他の乗車制限に係る取扱いを、係員に周知し、徹底する。

(異常気象時の対応方)

第 22 条 索道技術管理員は、気象の状況に留意し、輸送の安全に支障を生ずるおそれがある場合には、運行停止の指示その他の適切な措置を講じる。

(係員の資質の維持)

第 23 条 索道技術管理者は、係員に対し教育訓練を行い、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを確認し当該作業を行わせる。

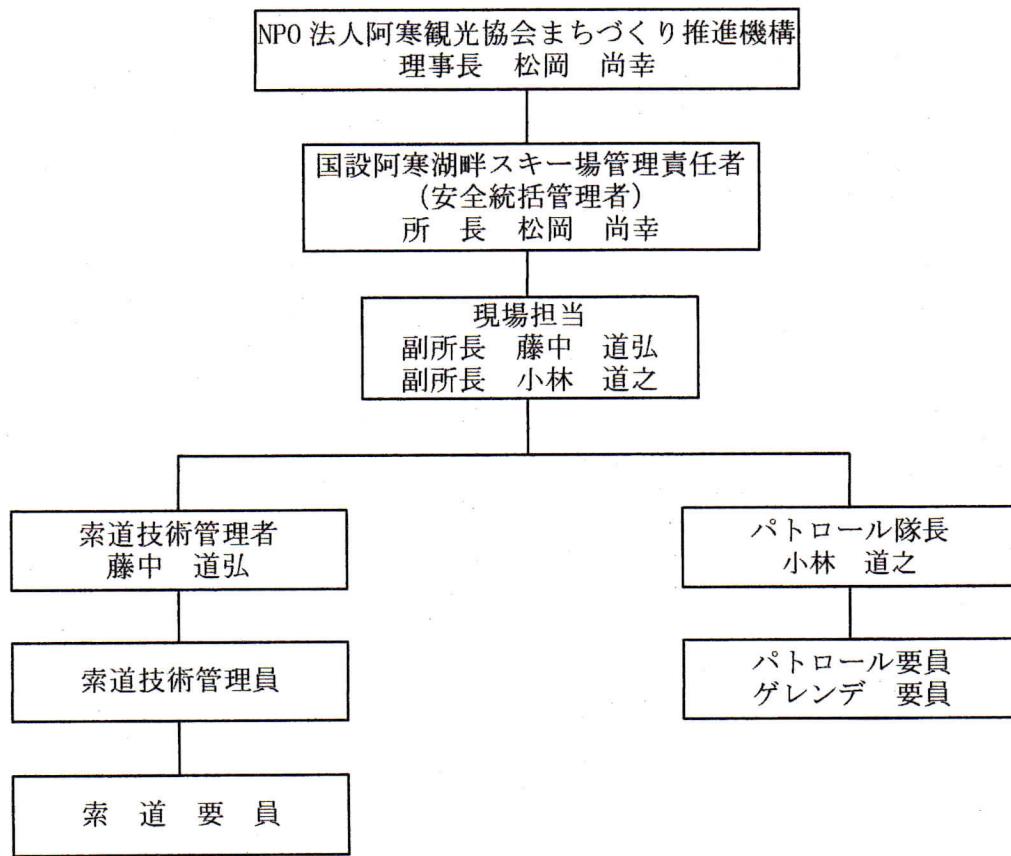
- 2 索道技術管理者は、係員が知識及び技能を十分に発揮できない心身状態にあると認めるとときは、その作業を行わせてはならない。

- 3 索道技術管理者は、係員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合、知悉度等を確認した上で必要な教育計画を策定し、教育訓練を実施する。

(事故発生時等の対応訓練)

第 24 条 索道技術管理者は、事故発生時における対応を定めた釧路市阿寒湖畔スキー場索道救助作業要領に基づき、係員が迅速かつ的確に対応できるように、定期的に救助等に関する訓練を行う。

安全管理体制（別図1）



単線固定循環式特殊索道整備細則

(目的)

第1条 この細則は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づき、単線固定循環式特殊索道（以下「索道」という。）施設の機能を維持し、乗客を安全かつ正確に輸送することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 索道施設の検査、整備については、この細則の定めるところによる。ただし、この細則に定めがないものについては、索道技術管理者の指示によるものとする。

(用語の定義)

第3条 この細則に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 索道施設の異常の有無を確認する日常的業務をいう。
- (2) 検査 この細則に定める検査標準に基づく索道施設の検査をいう。
- (3) 外観検査 基本的に設備を作動させずに、設備の腐食、損傷等の異常を目視等により検査することをいう。
- (4) 作用の確認 設備を実際に作動させて、その機能等を確認することをいう。
- (5) 測定 計測器類を使用して、摩耗量、動作量等を測定することをいう。
- (6) 標準値 修理又は調整の要否を決定するため、参考となるべき数値をいう。
- (7) 限度 取替え又は修理を要する場合の目安をいう。
- (8) 整備 索道施設の安全を確認するために行う取替え、補修、調整、補給等の業務をいう。

(点検・検査の種類)

第4条 この細則でいう点検・検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 始業点検 1日1回その使用前に、1循環以上の試運転を行い、索条・支柱・原動設備・搬器等の索道設備その他の工作物を点検することをいう。
- (2) 1月検査 使用期間の通算が1月ごとに行う検査をいう。
- (3) 12月検査 使用期間の通算が12月ごとに行う検査をいう。
- (4) 臨時検査(1) 運転保安に関係のある設備を新設、改造又は修理した場合、当該設備及び当該設備と運転保安上に関連する設備について、事業の用に供するときまでに行う検査をいう。
- (5) 臨時検査(2)(適合確認検査) 索道事業の全部又は一部を6か月以上休止した場合、索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の検査対象設備の項に掲げる設備について、事業の全部又は一部を再開するときまでに行う検査をいう。

(点検・検査の実施)

第5条 前条の点検・検査は、別に定める検査基準の点検・検査項目により行うものとする。

2 12月検査を実施したときは、1月検査及び12月検査を実施したものとする。

3 臨時検査(2)（適合確認検査）を実施したときは、1月検査を実施したものとする。

（整備）

第6条 点検・検査の結果、不良箇所があったときは、整備を行うものとする。

（試運転）

第7条 索道施設は、次の各号に該当する場合は、試運転をした後でなければこれを使用してはならない。

- (1) 12月検査を実施したとき。
- (2) 臨時検査(1)・(2)を実施したとき。
- (3) 索道技術管理者が必要と認めたとき。

（検査等の記録）

第8条 索道施設の点検・検査及び整備を行ったときは、点検・検査及び整備を行った年月日並びに整備の内容又は成績を記録するものとする。

2 始業点検記録簿は1年間、検査及び整備記録簿は3年間保存するものとする。ただし、索条の記録は、当該索条を交換するまで保存するものとする。

附 則

- 1 この細則は平成21年12月1日から施行する。

検査基準（省略）

○釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道運転細則

平成21年12月1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 係員（第4条—第8条）
- 第3章 運転（第9条—第32条）
- 第4章 事故の処理（第33条—第35条）
- 第5章 その他（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、単線固定循環式特殊索道（以下「索道」という。）の安全な運転を行うに必要な取扱いを定めることにより、その使命の達成を図ることを目的とする。

（適用範囲等）

第2条 この規則を適用する索道は、別表第1の施設とする。

- 2 索道の運転及び乗客の取扱いに関する業務に従事する者は、その取扱いについて、この規則に定めるもののほか、関係法令、内部規定等を忠実に遵守しなければならない。
- 3 この規則の適用に当たって疑義が生じた場合は、直ちに安全統括管理者又は索道技術管理者にその解釈を求めなければならない。ただし、緊急事態に遭遇した場合で、そのいとまがないときは、この規則の目的を踏まえて最も安全と認められる方法により処置しなければならない。

（勤務配置等）

第3条 安全統括管理者は、あらかじめ係員の勤務配置、連絡方法、作業の順序、作業方法等を策定し、関係者に周知しなければならない。

第2章 係員

（安全の確保）

第4条 係員は、索道の運転に当たって、知識及び技能並びに関係設備を総合的に活用して、安全の確保に努めなければならない。

（知識及び技能の保持）

第5条 係員は、索道を安全に運転するための必要な知識及び技能を保持しなければなら

ない。

(係員に対する指導、監督)

第6条 安全統括管理者、索道技術管理者及び索道技術管理員は、係員に対し、索道の安全運転及び乗客の救助に必要な教育及び訓練等を実施しなければならない。

2 前項の職にある者は、係員に対し、索道の運転中又はそれ以外のときでも、隨時運転上必要な指示を与える等、適切な指導及び監督をしなければならない。

(心身異常の場合の処置)

第7条 前条第1項の職にある者は、係員の心身の状態を見て、その知識及び技能が十分に発揮できないと認められるときは、運転の安全に関する職務に従事させてはならない。

2 係員は、心身の状態によって、その知識及び技能を発揮できない状態にあるときは、その旨を申し出なければならない。

(職場離脱の禁止等)

第8条 係員は、索道の運転中無断で所定の勤務場所を離れてはならない。

2 係員は、所定の勤務場所をやむを得ない理由により離れるときは、索道技術管理者又は索道技術管理員の許可を受けて、代務者との交替を終えなければならない。

3 運転係は、勤務を交替するときは、代務者と運転に関する必要事項を相互に確認しなければならない。

第3章 運転

(相互連絡等)

第9条 係員は、運転室、山頂停留場及び中間停留場の相互連絡を、保安通信設備等により緊密に行わなければならない。

(出発合図)

第10条 係員は、索道を運転しようとするときは、出発合図をしなければならない。

(運転開始)

第11条 運転係は、関係箇所と連絡のうえ、安全を確認し、出発合図を行った後、索道の運転を開始しなければならない。

(運転禁止)

第12条 運転係は、索道施設の一部が故障し、運転に危険があるとき又は係員が所定の配置についていないときは、索道を運転してはならない。

(営業運転前の試運転)

第13条 係員は、1日1回営業運転前に、1循環以上の試運転を行い、機能の安全を確認

しなければならない。

2 索条等に着雪又は着氷があるときは、別に定める釧路市国設阿寒湖畔スキー場索道着雪時等の試運転要領によるものとする。

(運転速度及び搬器出発間隔)

第14条 索道の運転速度及び搬器出発間隔は、別表第1のとおりとする。

2 運転係は、前項の運転速度を超え、又は前項の搬器出発間隔未満で索道を運転してはならない。

(運送制限)

第15条 乗車側係員は、当該索道の構造に適合しない旅客を乗車させてはならない。ただし、索道技術管理者が乗降及び救助における安全に支障がないと認めた者は、この限りではない。

(乗車人員)

第16条 搬器の乗車人員は2人とし、これを超えて乗車させてはならない。

2 乗客係は、搬器のバランスを考慮して乗車させなければならぬ。

(旅客の安全確認)

第17条 乗客係及び保安係は、乗客が乗車又は降車をするときには、安全確認をしなければならない。

(乗降に不安のある乗客が乗車した場合の対応)

第18条 山麓乗客係は、乗り場において降車に不安のある乗客が乗車したときは、速やかに中間及び山頂保安係に連絡しなければならない。

2 中間及び山頂保安係は、山麓乗客係から連絡があったときは、降車に不安のある乗客の降車に十分注意し、運転速度減速装置によって減速等の措置を講じなければならない。

3 中間保安係は、中間停留場で降り損なった乗客を発見したときは、速やかに山頂保安係に連絡しなければならない。

(下り乗車の取扱い)

第19条 中間及び山頂保安係は、下り線に乗客を乗車させてはならない。ただし、緊急やむを得ない場合であつて、索道技術管理者の許可を得た場合は、山麓側の係員に連絡して乗客の安全を確保したうえで、乗車させることができるものとする。

(逆転運転の禁止)

第20条 運転係は、索道を逆転運転してはならない。ただし、点検等でやむを得ない場合及び保安設備が作動し搬器を移動する必要が生じた場合は、索道技術管理者の許可を受

けた後、線路中の安全を確認して逆転運転をすることができる。

(監視)

第21条 保安係は、索道の運行状況、乗客の状態及び環境の変化等に注意し、危険のおそれがあるときは、直ちに運転を停止する等の処置を講じなければならない。

(気象情報の収集)

第22条 索道技術管理者は、事前に気象情報の収集に努め、得た気象情報を速やかに関係者に連絡しなければならない。

(異常気象時等の措置)

第23条 係員は、気象状態が次の各号のいずれかに該当し、異常気象と判断され、索道の通常運転に影響があると思われるときは、注意運転、警戒運転、運転停止等を行わなければならない。

- (1) 風速計の表示が別表第1の異常気象時の風速の欄に掲げる風速に該当する場合
- (2) 風雪、強風、大雪、雷等により、通常運転が困難と判断された場合
- (3) 索道のある地方に、風雪、強風、大雪又は雷の各注意報が発表されている場合
- (4) その他索道に何らかの影響が生じると判断される場合

(異常気象時の運転方法)

第24条 異常気象時の運転方法は、次のとおりとする。

- (1) 注意運転 線路全体の状況を確認しながら行う運転
- (2) 警戒運転 運転速度を別表第1の減速速度にするとともに、線路全体の状況を確認しながら行い、いつ何どきでも停止できる体制下での運転

(注意運転等の範囲)

第25条 前条の運転方法は、次の場合に適用する。

- (1) 注意運転 風速計の表示が別表第1の注意運転を行う際の風速の欄に掲げる風速に該当する場合
- (2) 警戒運転 風速計の表示が別表第1の警戒運転を行う際の風速の欄に掲げる風速に該当する場合及び係員が揺れ等により、通常運転及び注意運転が困難と判断する場合

(異常気象時における運転停止)

第26条 風速計の表示が別表第1の運転停止の風速の欄に掲げる風速に該当したときは、速やかに索道の運転を停止しなければならない。

- 2 運転係は、注意運転中及び警戒運転中であっても、安全運行を継続していくことが難

しいと判断したときは、索道の運転を停止させなければならない。

(異常気象時における運転停止等の報告)

第27条 運転係は、前条による索道の運転を停止したとき及び第24条に定める運転を行ったときは、速やかに索道技術管理者又は索道技術管理員に報告しなければならない。

2 索道技術管理者及び索道技術管理員は、運転係から前項の報告があったときは、乗車中の乗客に対しては現在索道の運転を停止している旨並びに係員の指示に従うよう周知し、これから乗車しようとしている乗客に対しては索道の運転を停止している旨を周知しなければならない。

(異常気象に関連する正常運転への復帰)

第28条 第26条による索道の運転を停止中及び第24条に定める運転を行っている場合において、正常運転に復帰させようとするときは、気象状況が回復し、又は回復に向かっていること及び索道施設に異常がないことを確認したうえで、索道技術管理者の判断により、正常運転に復帰するものとする。

(非常停止)

第29条 係員は、索道の運転及び乗客に危険を感じたときは、速やかに非常停止しなければならない。

2 係員は、索道を非常停止させたときは、必要に応じ索道技術管理者又は索道技術管理員に通報しなければならない。

3 係員は、索道を非常停止させたときは、その原因を確かめて排除し、かつ、安全を確認して、運転再開を要請しなければならない。

4 運転係は、運転再開に当たっては、関係箇所と連絡のうえ、索道の運転を開始しなければならない。

(減速運転)

第30条 係員は、索道の運転中次の各号のいずれかの状況が生じた場合は、直ちに運転速度を別表第1の減速時の速度の欄に掲げる速度に減速しなければならない。※(4)については別欄に定める。

- (1) 乗客が乗車の際、その動作が運転中の速度では不安と判断されるとき。
- (2) 乗客から減速を要請されたとき。
- (3) 搬器から降車した乗客が降り場に滞留したとき。
- (4) ハンドル付き滑走器具を携行するとき。
- (5) その他必要と思われるとき。

2 運転係は、減速運転を終了し通常運転に復帰させる場合は、関係箇所と連絡のうえ、安全を確認した後に、復帰させなければならない。

(運転終了及び停止)

第31条 運転係は、関係箇所と連絡のうえ、所定の時刻に索道の営業運転を終了しなければならない。

2 運転係は、乗客が皆無のときは、関係箇所と連絡のうえ、索道の営業運転を停止することができる。

3 前項の場合の運転再開に当たっては、運転係は関係箇所と連絡のうえ、索道の運転を開始しなければならない。

(運転状況の記録)

第32条 運転係は、索道の運転状況を別に定める様式により記録しなければならない。

第4章 事故の処理

(事故発生時の処置)

第33条 事故及びインシデント（以下「事故等」という。）が発生したときは、係員は直ちに運転を停止させ、必要な措置を講じた後、事故の状況を判断して、別表第2により索道技術管理者及び索道技術管理員に通報するとともに、その状況に応じて必要な処置を講じなければならない。

2 関係者は、乗客の安全を最優先に、全力を挙げて事故等の処理に当たらなければならぬ。

3 索道技術管理者は、必要に応じて運輸局及び警察等の関係機関に事故等の概要を速報しなければならない。

4 索道技術管理者及び索道技術管理員は、必要に応じて事故等の目撃者より事故等の状況を聞き、かつ、事故等の現場の保存及び現場の状況を写真等で記録しなければならない。

(予備原動機の運転)

第34条 索道技術管理者は、停電、故障、事故等により主原動機による運転が不可能と判断される場合は、係員に対し、予備原動機による運転を指示しなければならない。

2 運転係は、予備原動機による運転を行う場合には、関係箇所にその旨の周知徹底を図り、安全を確認した後に運転しなければならない。

3 予備原動機の運転は、別に定める釧路市索道予備原動機運転取扱要領によらなければならない。

(乗客の救助)

第35条 索道技術管理者及び索道技術管理員は、索道の運転が停電、故障、事故等により、主原動機及び予備原動機による運転が不能となり、長時間にわたって運転再開ができないと判断される場合及びその他の事由により乗客を救助しなければならないと判断したときは、速やかに係員に乗客の救助を指示しなければならない。

- 2 係員は、索道技術管理者及び索道技術管理員の指示により、別に定める釧路市索道救助作業要領に基づき、安全かつ迅速に乗客を救助しなければならない。
- 3 救助作業中は、主原動機及び予備原動機による運転を行ってはならない。

第5章 その他

(掲示等)

第36条 索道安全管理者は、停留場における安全かつ円滑な乗降及び停留場間における安全な運送を確保するために、乗客が遵守すべき事項及び運行時間を乗客に見やすいように掲示しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

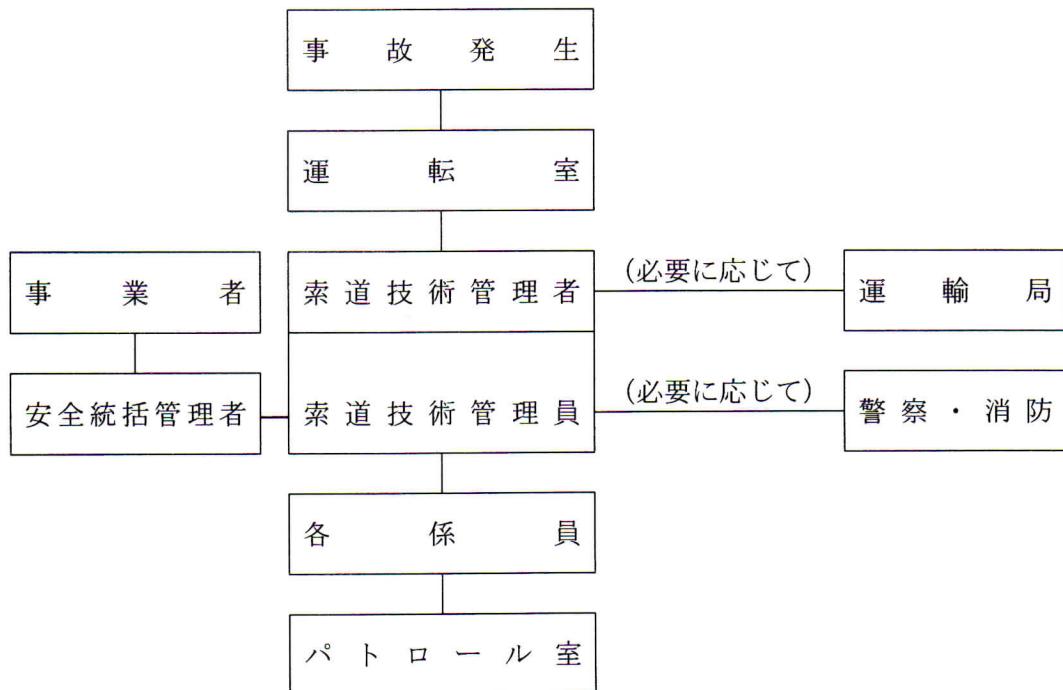
この細則は、平成22年2月10日から施行する。

別表第1（第2条、第14条、第23条—第26条、第30条関係）

索道の名称		国設阿寒湖畔スキー場ペアリフト
索道の方式		単線固定循環式特殊索道
利用の形態		2人乗り索道
運転速度	最高運転速度	2.3m/s
	減速時の速度	1.0m/s
	乗降時速度（滑走具装着）	2.3m/s～1.6m/s
	予備原動機の速度	0.59m/s
搬器間隔		13.8m
出発間隔		6.0秒 (ハンドル付き滑走器具を携行した場合は、8秒以上とする。)
搬器最大乗車人員		2人
ハンドル付滑走器具携行運転		乗降時、減速スイッチにて1.7m/s以下に減速する。
救助装置の配置位置		山麓・中間・山頂の各停留場に1組ずつ
照明設備		なし
下り線乗車		なし
異常気象時の風速	注意運転を行う際の風速	10m/sから15m/s未満
	警戒運転を行う際の風速	15m/sから18m/s未満
	運転停止の風速	18m/s以上 5秒間継続

別表第2 (第33条関係)

リフト非常時連絡網



単線固定循環式特殊索道の検査基準

事業者名 特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構

索道名 国設阿寒湖畔スキーフィールドアリフト

NO 1

点検・検査箇所	点検項目	検査	項目		
			月	月	月
その他の工作站物	始業点検	場	1. 搬器座面と面 (雪面)との間隔 の良否(目視) 2. 乗降位置表示の 良否(目視)	1. 各部損傷の有無(目視) 2. 搬器座面と床面との間隔の良否 (測定)① 3. 各種表示等の良否(目視) 4. 盛土、石積等の状態の良否(目視) 5. 転落防止ネット等の状態の良否(目視)	① 別表による。
駅	降車規制装置を含む	駅		1. 外観状態の良否(目視) 2. 掲示類の良否(目視)①	① 運賃、運行時間、事 業者名称、乗客が遵守 すべき事項等について その鮮明度及び掲示位 置
支	駅舎(監視所を含む)	支		1. 基礎コンクリートのき裂、損傷の有無 (目視) 2. 基礎の沈下、傾斜、移動、洗掘の有無 (目視)① 3. アンカーボルトの状態の良否、ナットのゆ るみの有無(目視、打検)	① 必要に応じて測定
柱	基礎	本		1. 外観状態の良否 (目視) 2. 部材の損傷、変形、き裂の有無(目視) 3. リベット、ボルト、ナットの緩み、脱落 の有無(目視、打検) 4. 点検はしご、点検台等の損傷の有無 (目視) 5. 支柱の偏位の有無(目視)② (接地装置を含む)	① 乗客に対する注意事 項等 ② 必要に応じて測定 別表による。

NO 2

点検・検査箇所		点検項目	検査	項目	標準値及び備考
支受受	受圧索装置	始業点検	1.回転状態の良否 (目視) 2.溝の異常摩耗、損傷の有無(目視) 3.回転状態の良否(目視、聴覚)② 4.脱索防止装置の状態の良否(目視)	1.取付状態の良否(目視、打検) 2.部材の損傷、変形、き裂の有無(目視) 3.溝の異常摩耗、損傷の有無(目視)① 4.回転状態の良否(目視、聴覚)② 5.脱索防止装置の状態の良否(目視)	①必要に応じて測定 別表による。 ②別表による。
柱索支	支えい		1.外観状態の良否 (目視)	1.損傷、腐食、変形の有無(目視) 2.素線断線の有無(目視) 3.ロープ径の良否(測定)② 4.接合部のロープ径の良否(測定) 5.塗油状態の良否(目視)③ 6.伸びの量(測定)①	①緊張台車の移動で則 定する ②③別表による。
条索原	基動			1.外観状態の良否(目視)	
原動機	張設			1.外観状態の良否(目視) 2.基礎の沈下、傾斜、移動、洗掘の有無 (目視)① 3.アンカーボルトの状態の良否、ナットのゆ るみの有無(目視、打検)	①必要に応じて測定 (目視) (目視)①
原動機	構備			1.外観状態の良否 (目視)	①必要に応じて測定 1.部材の損傷、変形、き裂の有無(目視) 2.ボルト、ナットの緩みの有無(目視、打検) 3.点検はしご、点検台等の状態の良否((目視) 4.原動緊張構の偏位の有無(目視)①

NO 3

点検箇所	検査項目	検査項目		目標標準値及び備考
		月検	12ヶ月検査(臨時検査)	
原動緊張車	始業点検	1.回転状態の良否 (目視、聴覚) 2.溝の異常摩耗、損傷の有無(目視) 3.回転状態の良否(目視、聴覚)①	1.外観状態の良否(目視、打検) 2.部材の損傷、変形、き裂の有無(目視) 3.溝の異常摩耗、損傷の有無(目視)② 4.回転状態の良否(目視、聴覚)①	①② 必要に応じて測定 別表による。
原動緊張台車	(機器振止め)	1.移動状態の良否 (目視)	1.据付状態の良否(目視、打検) 2.移動状態の良否(目視、聴覚) 3.コロ、軸受の異常摩耗、損傷の有無(目視) 4.移動状態、移動量の良否(目視、聴覚)①	① 支えい索緊張関係寸 法測定
油圧緊張装置	張設	1.作用の良否 (目視)	1.外観状態の良否(目視) 2.作用の良否(目視)①	① ポンプ、電磁弁、安全弁の状態の良否 (目視) 2.シリンダー、配管、ホースの損傷、油漏れ の有無(目視) 3.電動機、継電気、圧力スイッチ、配線の状 態の良否(目視) 4.作動油の汚損、変質の有無、油量の良否 (目視、触覚)②
本減速機	本動機	体	1.運転状態の良否 (目視、聴覚) 2.油漏れの有無 (目視)	① 圧力の測定 ポンプ吐出圧 140kg/cm ² バルサンク圧 124kg/cm ² ② 必要に応じて交換 別表による。 ③ 電動機 0.2ΩM以上
V運動装置	ベベル	器	1.回転状態の良否 (目視、聴覚)	④ 作用の良否(目視)① 6.絶縁抵抗の良否(測定)③
伝動機	伝動装置	ト	1.外観状態の良否(目視) 2.運転状態の良否(目視、聴覚) 3.油漏れの有無、油量の良否(目視)	① 必要に応じて交換 別表による。
備	備			② 別表による。

NO 4

検査箇所	点検項目	検査	標準値及び備考
原動機 （原動軸制動機）	1. 作用の良否 (目視) 2. 外観状態の良否(目視) 3. 締付余裕の良否(目視)① 4. 締付余裕の良否(目視)② 5. 給油状態の良否(目視)	1. 取付状態の良否(目視、打検) 2. 締付余裕の良否(測定)② 3. ブレーキパットの異常摩耗、損傷、油じみ 片当たりの有無、隙間間隔の良否 (目視、測定)③ 4. ディスクローターの異常摩耗、損傷、蛇行 回転の有無(目視) 5. 作用の良否(測定)④ 6. ばねの損傷変形の有無(目視、測定) 7. 給油状態の良否(目視)	① 必要に応じて無負荷 制動距離等の測定 ② 必要に応じて測定 別表による。 ③ 別表による。 ④ 最大負荷時の制動距離 等の測定
非常用制動機 （原動緊張滑車制動機）	1. 作用の良否 (目視) 2. 外観状態の良否(目視) 3. 締付余裕の良否(目視)① 4. 給油状態の良否(目視)	1. 締付余裕の良否(目視、測定)② 2. ブレーキパットの異常摩耗、損傷、油じみ 片当たりの有無、隙間間隔の良否 (目視、測定)③ 4. ディスクローターの異常摩耗、損傷、蛇行 回転の有無(目視) 5. 作用の良否(測定)④ 6. ばねの損傷変形の有無(目視、測定) 7. 給油状態の良否(目視)	① 必要に応じて無負荷 制動距離等の測定 ② 別表による。 ③ 別表による。 ④ 最大負荷時の制動距離 等の測定
油圧回路及び 油圧シット	1. 作用の良否 (目視) 2. 作用の良否(目視)①	1. 外観状態の良否(目視) 2. シリンダー、配管(ホース)の損傷、油漏 れの有無(目視) 3. ポンプ、安全弁、電磁弁、流量調整弁の状 態の良否(目視) 4. 電動機、継電気、圧力スイッチ、配線の状 態の良否(目視) 5. 作用の良否(目視)① 6. 作動油の汚損、変質の有無、油量の良否 (目視、触覚)② 7. 絶縁抵抗の良否(測定)③	① 圧力の測定 開放油圧 50kg/cm ² ② 必要に応じて交換 別表による。 ③ 0、2MΩ以上

検査箇所		点検項目	検査	検査	標準値及び備考
原動機	電動機	1. 回転状態の良否 (目視、聴覚)	1. 外観状態の良否 (目視) 2. ブラシ、スリップリング又は整流子の状態 の良否(目視)① 3. 冷却ファン、フィルターの汚損の有無 (目視)② 4. 回転状態の良否(目視、聴覚)	1. 据付状態の良否(目視、打撃) 2. ブラシ、スリップリング又は整流子の状態 の良否(目視)① 3. 冷却ファン、フィルターの汚損の有無 (目視)② 4. 回転状態の良否(目視、聴覚)③ 5. 絶縁抵抗の良否測定④ 6. 接地抵抗の良否測定⑤	① 別表による ② 必要に応じて清掃 ③ 上り100%負荷下り 無負荷で起動試験 ④ 0、2MΩ以上 ⑤ 100Ω以下
運動装置	軸御装置	盤盤	1. 表示部、計器類 の作用の良否 (目視) 2. 配線、端子類の状態の良否(目視) 3. 表示部、計器類の作用の良否(目視)	1. しゃ断機、開閉器、他操作電気機器の作用 の良否(目視) 2. 配線、ソケット、端子類の状態の良否 (目視) 3. 表示部、計器類の作用の良否(目視) 4. 絶縁抵抗の良否測定① 5. 接地抵抗の良否測定②	① 0、2MΩ以上 ② 100Ω以下
設置	内燃機		1. 外観状態の良否(目視) 2. 運転状態の良否(目視、聴覚)①	1. 据付状態の良否(目視、 クラッチ、手動ブレーキの作用の良否(目視) 3. 燃料の質、量の良否(目視) 4. 冷却液、ギアオイル、潤滑油の変質の有無 量の良否(目視) 5. 電池性能の良否(目視、測定)② 6. 起動、運転状態の良否(目視、聴覚)③	① 試運転周期 7日 ② 電解液の量 ③ 上り最大負荷下り 無負荷で起動試験
備	予備原動装置			1. 外観状態の良否(目視)	① 基礎コンクリートのき裂、損傷の有無 (目視) 2. 基礎の沈下、傾斜、移動、洗掘の有無 (目視) 3. アンカーボルトの状態の良否、ナットのゆ るみの有無(目視、打撃)
折返設	基礎		1. 外観状態の良否 (目視)	1. 部材の損傷、変形、き裂の有無(目視) 2. ボルト、ナットの緩み、脱落の有無 (目視、打撃) 3. 点検梯子、点検台等の状態の良否(目視) 4. 折返構の偏位の有無(目視)①	① 必要に応じて測定 ② 別表による。
備	折返滑車		1. 回転状態の良否 (目視)	1. 外観状態の良否(目視) 2. 溝の異常摩耗、損傷の有無(目視) 3. 回転状態の良否(目視、聴覚)①	① 必要に応じて測定 ② 別表による。

検査箇所	点検項目	検査	項目検査	標準値及び備考
始業点検	1. 外観状態の良否 (目視) 2. 作用の良否(目視)	12月検査	(臨時検査)	1. 握索部の異常摩耗、変形、き裂、損傷の有無(目視)① 2. ピン、ボルト、ナットのゆるみの有無(目視) 3. ばね損傷、変形の有無(目視)① 4. 作用の良否(目視) 5. 懸垂部の軸、軸受の状態の良否(目視) 6. 懸垂部の損傷、変形、き裂の有無(目視)
搬索装置(懸垂部・搬器振止装置を含む)	本	1. 外観状態の良否(目視)	1. 各部の状態の良否(目視) 2. 溶接部の異常の有無(目視) 3. 緩衝材の損傷の有無(目視) 4. セフティーバーの損傷の有無、作用の良否(目視)	5. 機器番号記載の良否(目視) 1. 柱材の損傷、変形、腐食の有無(目視) 2. 建植状態の良否(目視) 3. 支線の腐食、ゆるみの有無(目視) 4. ステー、アーム等の状態の良否(目視)
機体(搬器緩衝装置を含む)	柱	1. 外観状態の有無(目視)	1. 碓子の汚損、損傷の有無(目視) 2. 電線の損傷、地絡、混触のおそれの有無(目視) 3. 電線接続部の状態の良否(目視) 4. 絶縁抵抗の良否(測定)①	① 必要に応じて測定 ① 0、2MΩ以上
配電線	路	1. 外観状態の有無(目視)	1. 据付状態の良否(目視、打検) 2. 表示部、計器類の作用の良否(目視) 3. 変圧器、コンデンサー、フィルター等の状態の良否(目視) 4. しゃ断器、開閉器、断路器等の作用の良否(目視)	① 必要に応じて測定 ② ● 高圧機器 10MΩ以上 200V 0、2MΩ以上 100V 0、1MΩ以上 ③ ● 高圧機器 10MΩ以下 ● 変圧器 150Ω以下 高压一線地絡電流 低压機器 100Ω以下
変電所及び配電所	受電	1. 表示部、計器類の作用の良否(目視)	1. 外観状態の良否(目視) 2. 表示部、計器類の作用の良否(目視) 3. 電気類の作用の良否(目視)① 7. 表示部、計器類の作用の良否(目視)① 8. 絶縁抵抗の良否(測定)② 9. 接地抵抗の良否(測定)③	

NO 7

検査箇所		点検項目	検査	項目
始業装置	1. 外観状態の良否 (目視、聴覚)	1. 取付状態の良否(目視) 2. 配線、端子類の状態の良否(目視) 3. 検出器、表示部、警報等の作用の良否 (目視、聴覚)	12月検査(臨時検査)	① 取付状態の良否(目視) ② 配線、端子類の状態の良否(目視) ③ 検出器、表示部、警報等の作用の良否 (目視、聴覚) ④ 絶縁抵抗の良否(測定)①
非常事態を検出する為の装置	過伸張力検出装置 過速度検出装置 過負荷保護装置 脱索検出装置 非常停止用押ボタンスイッチ 乗越検出装置			① 半導体回路につき 必要に応じてテスターにて測定する
運転の安全を確保するための装置	速度計 風速計(強風停止含む) 保安通信設備 運転予知(乗車規制装置と併用) 停止用押しボタンスイッチ 減速用スイッチ 救助装置	1. 外観状態の良否 (目視、聴覚) 2. 配線、端子類の状態の良否(目視) 3. 検出器、表示部、警報等の作用の良否 (目視、聴覚) 4. 絶縁抵抗の良否(測定)① 5. 接地抵抗の良否(測定)②	1. 取付状態の良否(目視) 2. 配線、端子類の状態の良否(目視) 3. 検出器、表示部、警報等の作用の良否 (目視、聴覚) ② 100Ω以下	① 半導体回路につき 必要に応じてテスターにて測定する ② 使用する高さ等の状況に応じて試験
その他保安設備	保圧緊張圧力低下検出装置 異常風速検出装置 無線減速停止装置 地震検出装置	1. 配置の良否(目視) 2. 救助用具の作用の良否(目視)①	1. 取付状態の良否(目視) 2. 配線、端子類の状態の良否(目視) 3. 検出器、表示部、警報等の作用の良否 (目視、聴覚) 4. 絶縁抵抗の良否(測定)①	① 半導体回路につき 必要に応じてテスターにて測定する

NO 8

検査箇所	点検項目	検査		項目
		始業点検	月検	
放送設備	1. 作用の良否 (聴覚)	1. 取付状態の良否(目視) 2. 作用の良否(聴覚) 3. 電池性能の良否(測定)①	12月検査(臨時検査)	① 必要に応じて測定
地表面等	1. 状態の良否 (目視)		1. 地表面、切取、盛土の状態の良否(目視) 2. 線路両側の支障樹木の有無(目視)	
試運転	1. 制動作用の良否 (目測)① 2. 運転細則の「着雪時等の試運転要領による」		1. 運転状態の良否(測定)① 2. 電動機の起動、運転時の電圧、電流の良否(測定)① 3. 制動距離、制動時間の良否(測定)	① 上り下りとも無負荷で実施

始業点検記録簿及び1月点検記録簿は、内部規定による。